

規則改正案に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について (J A S D A Q 市場の登録制度の見直しについて)

平成 1 6 年 1 月 2 2 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、JASDAQ市場の登録制度の見直しに係る本協会関係規則の一部改正について、去る 1 2 月 9 日から 1 2 月 2 2 日までの間パブリック・コメントの募集を行った。この間に寄せられた意見 (1 件) 及びそれに対する考え方は次のとおりである。

期越え公開 (上場日が直前事業年度の翌事業年度の決算期を越えること。一般的な日程では、直前事業年度の翌事業年度中に上場。) する場合において、経常利益、当期純利益及び純資産の額を直前事業年度の翌事業年度の数値 (直近の決算期の数値) により確認するとした場合には、直前事業年度における経常利益又は当期純利益及び純資産の額が十分ではなく、かつ、時価総額の小さな企業の公開を促進することになるのではないか。それは、「信頼性や安定性に加え将来性や成長性が投資者から高く評価される企業」を対象とするという今回の登録基準の見直しの趣旨に合致しないのではないか。

また、今回の見直しによって、期越え公開することにより上場時期が早期化される場合が想定されるが、これは既に実施されている事前申請制度 (定時株主総会での決算承認後短期間のうちに上場承認を受けることを前提として、上場申請を前倒しに行うこと) で十分ではないか。

経常利益、当期純利益及び純資産の額を直近の決算期の数値により確認する目的は、「信頼性や安定性に加え将来性や成長性が投資者から高く評価される企業」を対象とするという今回の登録基準の見直しの趣旨に沿ったものであり、信頼性や安定性の更なる向上に資するものである。

設立後間もない企業や新ビジネスを創始した企業など成長途上にある企業では、短期間のうちに業績が大きく変化する場合も多く、そのような企業にあっては、直近の決算期における最新の数値により登録基準への適合状況を確認することが信頼性や安定性の観点から合理的である。

なお、上場した事業年度末における業績の予想については、通常の場合と同様に審査対象としてビジネスモデルや事業計画において利益計画策定の妥当性を確認することとなり、例えば直前事業年度において利益基準を満たしていない企業が翌事業年度に利益基準を満たすことを見込んで申請する場合にあっても、企業の信頼性、安定性は十分確保されるものと考えている。

また、上場時期の早期化については、上場を希望する企業からも強いニーズがあることから機動的で円滑な上場が可能となるよう引き続き検討を行っていきたいと考えている。

以 上